

自然環境保全法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○自然環境保全法施行令（昭和四十八年政令第三十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為） 第六條 法第三十五條の四第三項第四号の政令で定める行為は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第一百七條第一項に規定する探査を行うことであつて環境大臣が經濟産業大臣の同意を得て定める方法によるものとする。 第七條、第十一條 （略）	（新設） 第六條、第十條 （略）